平成 29 年度 第 2 回（平成 30 年 3 月実施）
運行管理者試験問題【貨物】

（制限時間 90 分）

1. 貨物自動車運送事業法関係

問 1 一般貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 一般貨物自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2. 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から 3 年を経過しない者であるときは、その許可をしてはならない。

3. 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の許可の申請において、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること等、法令で定める許可の基準に適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

©運行管理者試験対策.net

4. 事業者は、運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

問 2 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の輸送の安全等についての次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

2. 事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

3. 事業者は、運行管理者に対し、国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない。また、事業者及び事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う助言又は指導があった場合は、これを尊重しなければならない。

4. 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

問 3　次の記述のうち、貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 法令の規定により、運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を備え置くこと。

2. 法令に規定する「運行記録計」を管理し、及びその記録を保存すること。

3. 事業用自動車に係る事故が発生した場合には、法令の規定により「事故の発生日時」等の所定の事項を記録し、及びその記録を保存すること。

4. 運行管理規程を定め、かつ、その遵守について運行管理業務を補助させるため選任した補助者及び運転者に対し指導及び監督を行うこと。

問 4　貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対し、各点呼の際に報告を求め、及び確認を行うべき事項として、A、B、Cに入るべき字句を下の枠内の選択肢（1～6）から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

【業務前点呼】

(1)　酒気帯びの有無

(2)　疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

(3)　A

【業務後点呼】

(1)　業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況

(2)　他の運転者と交替した場合にあっては法令の規定による通告

(3)　B

【中間点呼】

(1)　酒気帯びの有無

(2)　C

1. 酒気帯びの有無
2. 業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
3. 他の運転者と交替した場合にあっては法令の規定による通告
4. 貨物の積載状況
5. 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認
6. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

©運行管理者試験対策.net

問 5　自動車事故に関する次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき運輸支局長等に速報を要するものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車が走行中、鉄道施設である高架橋の下を通過しようとしたところ、積載していたコンテナの上部が橋桁に衝突した。この影響で、2 時間にわたり本線において鉄道車両の運転を休止させた。

2. 消防法に規定する危険物である灯油を積載した事業用のタンク車が、運搬途中の片側 1 車線の一般道のカーブ路においてハンドル操作を誤り、転覆し、積み荷の灯油の一部がタンクから漏えいする単独事故を引き起こした。この事故で、当該自動車の運転者が軽傷を負った。

3. 事業用自動車が高速道路を走行中、前方に渋滞により乗用車が停止していることに気づくのが遅れ、追突事故を引き起こした。この事故で、乗用車に乗車していた 5 人が重傷（自動車事故報告規則で定める傷害のものをいう。以下同じ。）を負い、当該道路の通行が 3 時間禁止された。

4. 事業用自動車が信号のない交差点を通過しようとした際、交差する右方の道路から進行してきた二輪車を避けようとして、誤って前方の歩道に乗り上げ、登校中の小学生の列に突っ込む事故を引き起こした。この事故で、歩道を歩いていた小学生のうち、4 人が重傷、5 人が軽傷を負った。

©運行管理者試験対策.net

問 6　一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の過労運転等の防止についての法令の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、乗務員等が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

2. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、3 ヵ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。

3. 事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。

4. 特別積合せ貨物運送を行う事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であって起点から終点までの距離が 100 キロメートルを超えるものごとに、所定の事項について事業用自動車の運行の業務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員等に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

問 7　一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省告示等に基づき運転者に対して行わなければならない指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導に関する次の記述のうち、誤っているものを１つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、当該運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において 3 年間保存しなければならない。

2. 事業者は、高齢運転者に対する特別な指導については、国土交通大臣が認定した高齢運転者のための適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。この指導は、当該適性診断の結果が判明した後 1 ヵ月以内に実施する。

3. 事業者は、事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前 3 年間に他の事業者等によって運転者として常時選任されたことがない者には、初任運転者を対象とする特別な指導について、やむを得ない事情がある場合は、初めて事業用自動車に乗務を開始した後 3 ヵ月以内に実施する。

©運行管理者試験対策.net

4. 事業者は、法令に基づき事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認する。

問 8　一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の運行指示書による指示等に関する次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、業務前及び業務後の点呼のいずれも対面等で行うことができない業務を含む運行ごとに、「運行の開始及び終了の地点及び日時」等の所定の事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

2. 事業者は、運行指示書の作成を要する運行の途中において、「運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時」に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、これにより運転者等に対し電話その他の方法により、当該変更の内容について適切な指示を行わなければならない。この場合、当該運転者等が携行している運行指示書への当該変更内容の記載を省略させることができる。

3. 事業者は、運行指示書の作成を要しない運行の途中において、事業用自動車の運転者等に業務前及び業務後の点呼のいずれも対面で行うことができない業務を行わせることとなった場合には、当該業務以後の運行について、所定の事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者等に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。

4. 事業者は、法令の規定により運行指示書を作成した場合には、当該運行指示書を、運行を計画した日から 1 年間保存しなければならない。

©運行管理者試験対策.net

2. 道路運送車両法関係

問 9　道路運送車両法の自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から 5 日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。

2. 登録自動車の使用者は、当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日（使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日）から 15 日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

3. 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用者が道路運送車両法の規定により自動車の使用の停止を命ぜられ、同法の規定により自動車検査証を返納したときは、その事由があった日から 30 日以内に、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について国土交通大臣に届け出なければならない。

4. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から 15 日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

問 10　自動車の検査等についての次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 自動車は、指定自動車整備事業者が継続検査の際に交付した有効な保安基準適合標章を表示している場合であっても、自動車検査証を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。

2. 自動車の使用者は、継続検査を申請する場合において、道路運送車両法第 67 条（自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査）の規定による自動車検査証の変更記録の申請をすべき事由があるときは、あらかじめ、その申請をしなければならない。

3. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

4. 自動車に表示されている検査標章には、当該自動車の自動車検査証の有効期間の起算日が表示されている。

問 11　道路運送車両法第 46 条に定める「保安基準の原則」についての次の文中、A、B、C に入るべき字句としていずれか正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

©運行管理者試験対策.net

自動車の構造及び自動車の装置等に関する保安上又は［ A ］その他の環境保全上の技術基準（「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び装置が［ B ］に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に［ C ］を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。

A　1. 公害防止　2. 事故防止

B　1. 衝撃　2. 運行

C　1. 危害　2. 影響

問12　道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを１つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1.「緊急自動車」とは、消防自動車、警察自動車、保存血液を販売する医薬品販売業者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車、救急自動車、公共用応急作業自動車等の自動車及び国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車をいう。

2. 自動車の軸重は、10 トン（けん引自動車のうち告示で定めるものにあっては、11.5 トン）を超えてはならない。

3. 自動車（二輪自動車等を除く。）の空気入ゴムタイヤの接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）のいずれの部分においても 1.4ｍｍ以上の深さを有すること。

4. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 7 トン以上のものの後面には、所定の後部反射器を備えるほか、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合する大型後部反射器を備えなければならない。

3. 道路交通法関係

問 13　車両の交通方法等についての次の記述のうち、誤っているものを１つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

©運行管理者試験対策.net

1. 車両は、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は法令の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、徐行しなければならない。

2. 車両の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。（環状交差点における場合を除く。）

3. 車両は、法令に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除き、交差点の手前の側端から前に 30 メートル以内の部分においては、他の車両（特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

4. 追越しをしようとする車両（後車）は、その追い越されようとする車両（前車）が他の自動車を追い越そうとしているときは、追越しを始めてはならない。

問 14　道路交通法に定める交差点等における通行方法についての次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 左折又は右折しようとする車両が、法令の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、いかなる場合であっても当該合図をした車両の進路を妨げてはならない。

2. 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

3. 車両等は、横断歩道に接近する場合には、当該横断歩道を通過する際に当該横断歩道によりその進路の前方を横断しようとする歩行者がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。

4. 車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、その前方に出る前に必ず一時停止しなければならない。

©運行管理者試験対策.net

問 15　道路交通法に定める過労運転に係る車両の使用者に対する指示についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

車両の運転者が道路交通法第 66 条（過労運転等の禁止）の規定に違反して過労により［ A ］ができないおそれがある状態で車両を運転する行為(以下「過労運転」という。)を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下同じ。）の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る［ B ］が当該車両につき過労運転を防止するため必要な［ C ］を行っていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため［ D ］ことを指示することができる。

A　1. 運転の維持、継続　　2. 正常な運転

B　1. 車両の使用者　　2. 車両の所有者

C　1. 運行の管理　　2. 労務の管理

D　1. 必要な施設等を整備する　　2. 必要な措置をとる

問 16　車両等の運転者の遵守事項等についての次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。（※法改正により一部改変）

1. 車両等の運転者は、身体障害者用の車が通行しているときは、その側方を離れて走行し、通行を妨げないようにしなければならない。

2. 車両等の運転者は、高齢の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにしなければならない。

3. 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度を急に変更しなければならないこととなる場合にあっても、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

4. 車両等の運転者は、児童、幼児等の乗降のため、車両の保安基準に関する規定に定める非常点滅表示灯をつけて停車している通学通園バス（専ら小学校、幼稚園等に通う児童、幼児等を運送するために使用する自動車で政令で定めるものをいう。）の側方を通過するときは、徐行して安全を確認しなければならない。

問 17　貨物自動車に係る道路交通法に定める乗車、積載及び過積載（車両に積載をする積載物の重量が法令による制限に係る重量を超える場合における当該積載。以下同じ。）についての次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

©運行管理者試験対策.net

1. 積載物の高さは、3.8 メートル（公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるものにあっては 3.8 メートル以上 4.1 メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたものを超えてはならない。

2. 車両（軽車両を除く。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

3. 警察署長は、荷主が自動車の運転者に対し、過積載をして自動車を運転することを要求するという違反行為を行った場合において、当該荷主が当該違反行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該自動車の運転者に対し、当該過積載による運転をしてはならない旨を命ずることができる。

4. 自動車の使用者は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、道路交通法第 57 条(乗車又は積載の制限等)第 1 項の規定に違反して政令で定める積載物の重量、大きさ又は積載の方法の制限を超えて積載をして運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

4. 労働基準法関係

問 18 労働基準法（以下「法」という。）の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、その雇入れの日から起算して 6 ヵ月間継続勤務し全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した 7 労働日の有給休暇を与えなければならない。

2. 使用者は、労働時間が 6 時間を超える場合においては少くとも 45 分、8 時間を超える場合においては少くとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

3. 使用者が、法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

4. 労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。

問 19 労働基準法及び労働安全衛生法の定める健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

©運行管理者試験対策.net

1. 事業者は、常時使用する労働者（労働安全衛生規則（以下「規則」という。）に定める深夜業を含む業務等に常時従事する労働者を除く。）に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、規則に定める項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、この健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成し、5 年間保存しなければならない。

2. 事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、規則で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

3. 事業者は、事業者が行う健康診断を受けた労働者から請求があった場合に限り、当該労働者に対し、規則で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知するものとする。

4. 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して規則第 52 条の 2 で定める要件に該当する労働者からの申出があったときは、遅滞なく、当該労働者に対し、規則で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

問 20　「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を次の枠内の選択肢（1～8）から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

拘束時間は、1ヵ月について［ A ］を超えないものとすること。ただし、労使協定があるときは、1年のうち［ B ］までは、1年間についての拘束時間が［ C ］を超えない範囲内において、［ D ］まで延長することができる。

1．293 時間	2．296 時間	3．320 時間	4．323 時間
5．3,516 時間	6．3,552 時間	7．3 ヵ月	8．6 ヵ月

問 21　「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（以下「トラック運転者」という。）の拘束時間等に関する次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいい、休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。

2．連続運転時間（1 回が連続 5 分以上で、かつ、合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4 時間を超えないものとする。

©運行管理者試験対策.net

3．使用者は、トラック運転者の休息期間については、当該トラック運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

4．使用者は、トラック運転者（隔日勤務に就く運転者以外のもの。）が同時に 1 台の事業用自動車に 2 人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、1 日についての最大拘束時間を 21 時間まで延長することができる。

問 22　下図は、貨物自動車運送事業に従事する、自動車運転者の 1 週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、正しいものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、すべて 1 人乗務の場合とする。なお、解答にあたっては、下図に示された内容及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

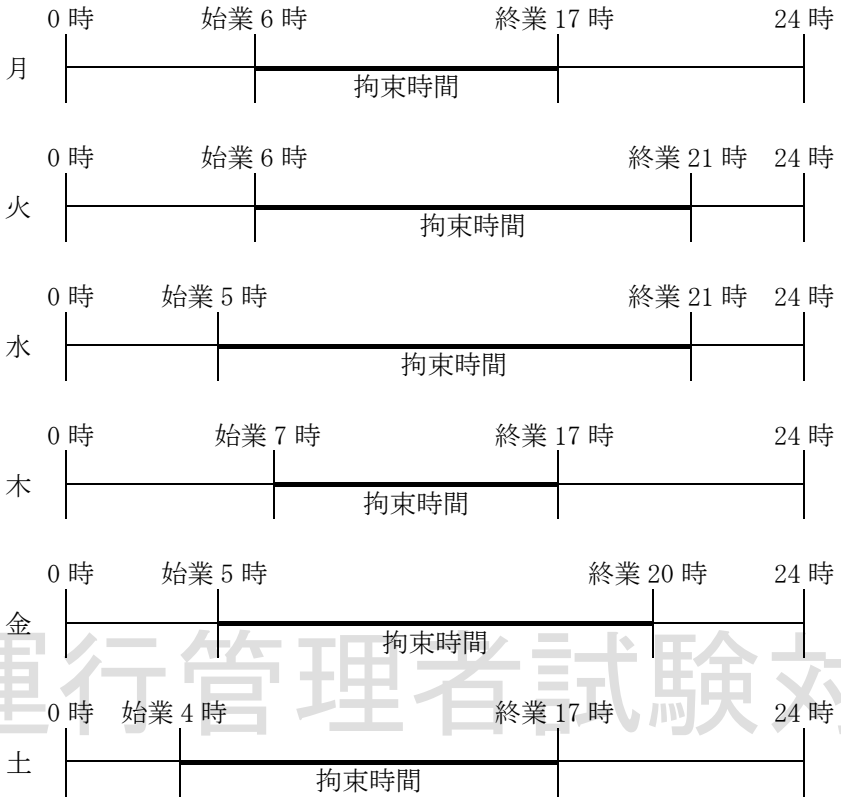

©運行管理者試験対策.net

（注）日曜日は休日とする。

1．1 日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務はない。

2．1 日についての拘束時間が 15 時間を超えることができる 1 週間についての回数は、改善基準に違反していない。

3．勤務終了後の休息期間は、改善基準に違反しているものはない。

4．木曜日に始まる勤務の 1 日についての拘束時間は、この 1 週間の勤務の中で拘束時間が最も短い。

問 23　下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 4 週間の運転時間の例を示したものである。図の空欄Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄについて、次の選択肢 1～4 の運転時間の組み合わせを当てはめた場合、2 日を平均し 1 日当たりの運転時間及び 2 週間を平均し 1 週間当たりの運転時間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に違反せず、かつ、当該 4 週間の運転時間の合計が最少となるものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、当該 4 週間の運転時間は 1 人乗務のものとする。

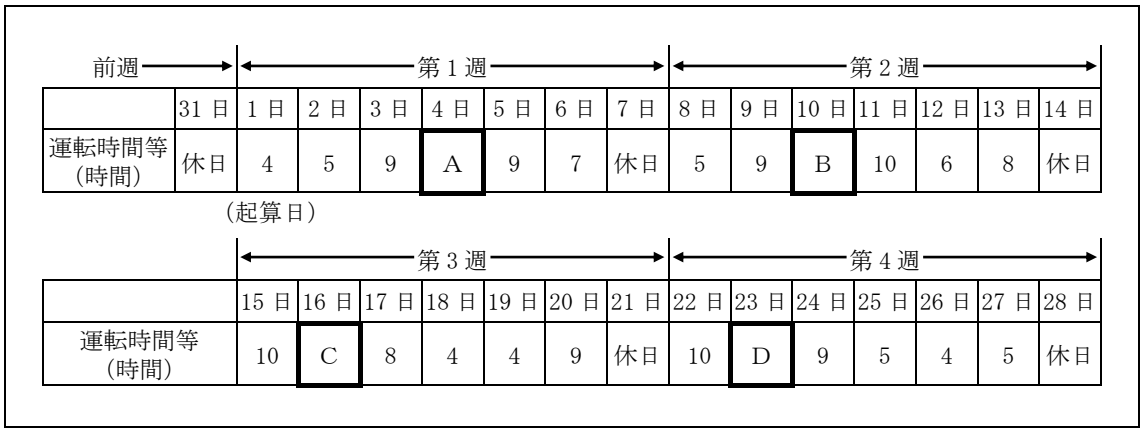

（注 1）2 日を平均した 1 日当たりの運転時間については、当該 4 週間のすべての日を特定日とすること。
（注 2）2 週間の起算日は 1 日とする。
（注 3）各労働日の始業時刻は午前 8 時とする。

©運行

		A（時間）	B（時間）	C（時間）	D（時間）	2 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間（時間）		第 1 週～第 4 週の 4 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間（時間）
						第 1 週～第 2 週	第 3 週～第 4 週	
選択肢	1	8	9	8	9	44.5	42.5	43.5
	2	8	8	7	9	44.0	42.0	43.0
	3	9	6	10	5	43.5	41.5	42.5
	4	10	5	6	7	43.5	40.5	42.0

5. 実務上の知識及び能力

問 24　点呼の実施等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。**（※法改正により一部改変）**

1. 業務前の点呼における酒気帯びの有無を確認するため、アルコール検知器を使用しなければならないとされているが、アルコール検知器を使用する理由は、身体に保有しているアルコールの程度を測定し、道路交通法施行令で定める呼気 1 リットル当たり 0.15 ミリグラム以上であるか否かを判定するためである。

2. 配送業務である早朝の業務前点呼において、これから乗務する運転者の目が赤く眠そうな顔つきであったため、本人に報告を求めたところ、連日、就寝が深夜 2 時頃と遅く寝不足気味ではあるが、何とか乗務は可能であるとの申告があった。このため運行管理者は、当該運転者に対し途中で眠気等があった時には、自らの判断で適宜、休憩を取るなどして運行するよう指示し、出庫させた。

3. 運行管理者は、業務開始及び業務終了後の運転者に対し、原則、対面又は対面と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を実施しなければならないが、遠隔地で業務を開始又は終了する場合、車庫と営業所が離れている場合、又は運転者の出庫・帰庫が早朝・深夜であり、点呼を行う運行管理者が営業所に出勤していない場合等、運行上やむを得ない場合には、電話、その他の方法で行っている。

©運行管理者試験対策.net

4. 業務前の点呼において運転者の健康状態を的確に確認することができるようにするため、健康診断の結果等から異常の所見がある運転者又は就業上の措置を講じた運転者が一目で分かるように、個人のプライバシーに配慮しながら点呼記録表の運転者の氏名の横に注意喚起のマークを付記するなどして、これを点呼において活用している。

問 25　一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1．他の自動車に追従して走行するときは、常に「秒」の意識をもって自車の速度と制動距離（ブレーキが効きはじめてから止まるまでに走った距離）に留意し、前車への追突の危険が発生した場合でも安全に停止できるよう、制動距離と同程度の車間距離を保って運転するよう指導している。

2．飲酒により体内に摂取されたアルコールを処理するために必要な時間の目安については、例えばビール 500 ミリリットル（アルコール 5%）の場合、概ね 4 時間とされている。事業者は、これを参考に個人差も考慮して、体質的にお酒に弱い運転者のみを対象として、飲酒が運転に及ぼす影響等について指導を行っている。

3．平成 27 年中の交通事故死者数のうち、65 歳以上の高齢者の占める割合は、全体の 5 割を超えている。その中でも、道路を横断中の高齢歩行者の死亡事故が特に多く発生していることから、歩道や路肩に高齢歩行者を発見したときは、急に横断するかもしれないと考え、その動静に注意を払って、万が一に備えた走行を行うよう運転者に対し指導している。

4．ある運転者が、昨年今年と連続で追突事故を起こしたので、運行管理者は、ドライブレコーダーの映像等をもとに事故の原因を究明するため、専門的な知識及び技術を有する外部機関に事故分析を依頼し、その結果に基づき運転者に指導した。

©運行管理者試験対策.net

問 26　事業用自動車の運転者の健康管理及び就業における判断・対処に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1．事業者は、運転者が医師の診察を受ける際は、自身が職業運転者で勤務時間が不規則であることを伝え、薬を処方されたときは、服薬のタイミングと運転に支障を及ぼす副作用の有無について確認するよう指導している。

2．事業者は、法令により定められた健康診断を実施することが義務づけられているが、運転者が自ら受けた健康診断（人間ドックなど）であっても法令で必要な定期健康診断の項目を充足している場合は、法定健診として代用することができる。

3．事業者は、健康診断の結果、運転者に心疾患の前兆となる症状がみられたので、当該運転者に医師の診断を受けさせた。その結果、医師より「直ちに入院治療の必要はないが、より軽度な勤務において経過観察することが必要」との所見が出されたが、繁忙期であったことから、運行管理者の判断で従来と同様の乗務を続けさせた。

4．漫然運転や居眠り運転の原因の一つとして、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）と呼ばれている病気がある。安全運転を確保するためには、この病気の早期発見が重要であることから、事業者は、運転者に対し雇い入れ時、その後は定期的に医療機器によるＳＡＳスクリーニング検査を実施している。

問 27　近年普及の進んできた安全運転支援装置等に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢（1～6）から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

【A】は、走行車線を認識し、車線から逸脱した場合あるいは逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報が作動する装置

【B】は、レーダー等により先行車との距離を常に検出し、追突の危険性が高まったら、まずは警報し、運転者にブレーキ操作を促し、それでもブレーキ操作をせず、追突、若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合において、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を低く抑える装置

【C】は、急なハンドル操作や積雪がある路面の走行などを原因とした横転の危険を、運転者へ警告するとともに、エンジン出力やブレーキ力を制御し、横転の危険を軽減させる装置

【D】は、交通事故やニアミスなどにより急停止等の衝撃を受けると、その前後の映像とともに、加速度等の走行データを記録する装置（常時記録の機器もある。）

1．衝突被害軽減ブレーキ	2．映像記録型ドライブレコーダー
3．ふらつき注意喚起装置	4．車線逸脱警報装置
5．デジタル式運行記録計	6．車両安定性制御装置

問 28　交通事故及び緊急事態が発生した場合における運行管理者又は事業用自動車の運転者の措置に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

©運行管理者試験対策.net

1．大型トラックに荷物を積載して運送中の運転者から、営業所の運行管理者に対し「現在走行している地域の天候が急変し、雪が強く降りはじめた。視界も悪くなってきたので、一時運転を中断している。」との連絡があった。連絡を受けた運行管理者は、「営業所では判断できないので、運行する経路を運転者自ら判断し、また、運行することが困難な状況に至った場合は、適当な待避場所を見つけて運転者自らの判断で運送の中断等を行うこと」を指示した。

2．運転者は、中型トラックで走行中にオートバイと接触事故を起こした。オートバイの運転者が足を負傷し自力で動けなかったので、当該運転者を救護するため歩道に移動させた。その後、双方の事故車両を道路脇に移動させ、発炎筒を使用して後続車に注意を促すとともに、救急車の手配と警察への通報を行い、運行管理者に連絡し、到着した警察官に事故について報告した。

3．運転者が大型トラックを運転して踏切を通過中、後輪が脱輪して運行不能となった。このため、当該運転者は、直ちに踏切支障報知装置の非常ボタンを押すとともに、発炎筒を使用して列車の運転士等に踏切内において当該トラックが運行不能となっていることを知らせた。その後、当該トラックを踏切の外に移動させるための措置を講じた。

4．事業用自動車の運転者が運転中、交差点内で接触事故を起こした。当方及び相手方の運転者にけがはなく、双方の自動車の損傷も軽微なものであった。相手方の運転者との話し合いの結果、事故はお互いの過失によるものであることから、自動車の修理費用についてはお互いが自己負担することとし、警察官には事故の報告をしないことにした。

問 29　運行管理者は複数の荷主からの運送依頼を受けて、下のとおり 4 日にわたる 2 人乗務による運行計画を立てた。この 2 人乗務を必要とした根拠についての次の 1～3 の下線部の運行管理者の判断について、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、＜4 日にわたる運行計画＞に記載されている事項以外は考慮しないものとする。**（※法改正により一部改変）**

＜4 日にわたる運行計画＞

前日　当該運行の前日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

1 日目

始業時刻	出庫時刻										到着時刻	終業時刻
6 時 00 分	6 時 30 分										20 時 30 分	20 時 45 分
業務前点呼（営業所）	運転 1 時間	荷積み 1 時間	運転 3 時間	休憩 1 時間	運転 2 時間	休憩 30 分	運転 3 時間	荷下ろし 1 時間 30 分	運転 1 時間	業務後点呼等	宿泊所	

2 日目

始業時刻	出庫時刻												到着時刻	終業時刻
5 時 00 分	5 時 15 分												18 時 15 分	18 時 30 分
業務前点呼等	運転 1 時間	荷積み 1 時間	運転 2 時間	休憩 15 分	運転 1 時間	休憩 15 分	運転 2 時間	中間点呼・休憩 1 時間	運転 2 時間	荷下ろし 1 時間 30 分	運転 1 時間	業務後点呼等	宿泊所	

3 日目

始業時刻	出庫時刻										到着時刻	終業時刻
6 時 00 分	6 時 15 分										19 時 30 分	19 時 45 分
業務前点呼等	運転 1 時間 15 分	荷積み 1 時間	運転 3 時間	中間点呼・休憩 1 時間	運転 2 時間	休憩 30 分	運転 2 時間	荷下ろし 1 時間 30 分	運転 1 時間	業務後点呼等	宿泊所	

4 日目

始業時刻	出庫時刻										到着時刻	終業時刻
4 時 00 分	4 時 15 分										15 時 35 分	16 時 05 分
業務前点呼等	運転 1 時間	荷積み 1 時間	運転 2 時間	休憩 1 時間	運転 2 時間	休憩 20 分	運転 2 時間	荷下ろし 1 時間 30 分	運転 30 分	業務後点呼（営業所）		

翌日　当該運行の翌日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

1．1 人乗務とした場合、1 日についての最大拘束時間及び休息期間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。

2．1 人乗務とした場合、すべての日を特定の日とした場合の 2 日を平均して 1 日当たりの運転時間が改善基準に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。

3．1 人乗務とした場合、連続運転時間が改善基準に違反すると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。

©運行管理者試験対策.net

問 30　貨物自動車運送事業者において、次の概要のような事故が発生し、運行管理者はこの事故原因を下記の【事故の原因分析】のとおり「なぜなぜ分析」を行った。この分析結果をもとに導かれた「事故の原因」に基づき、社内の同種事故を防止するためにより直接的に有効な再発防止策として表中のＡ、Ｂ、Ｃに当てはまるものを、【考えられる再発防止策】の中からそれぞれいずれか１つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、【事故概要】及び【事故の原因分析】に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

【事故概要】

貨物自動車運送事業者の運転者は、青信号で交差点に進入し、左折しようとしたところ、電柱の影から飛び出してきた歩行者と衝突し、重傷を負わせた。

・事故発生：21 時

・天候：雨

・運転者は、不慣れな車高の高い新型トラックを運転していた。

・運転者は、新人でこの地域の地理に慣れておらず、地図を確認しながら運転していた。

・運転者は、混雑のため、指示された運行時間に大幅に遅れて走行していた。

・歩行者は、雨のため傘をさしていた。

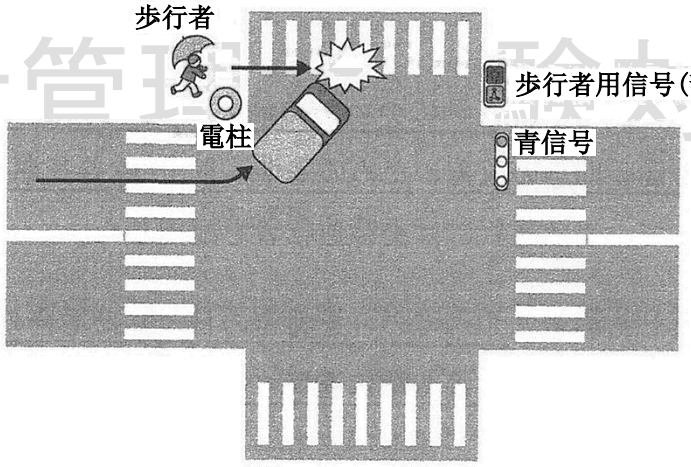

©運行管理試験対策.net

【事故の原因分析】

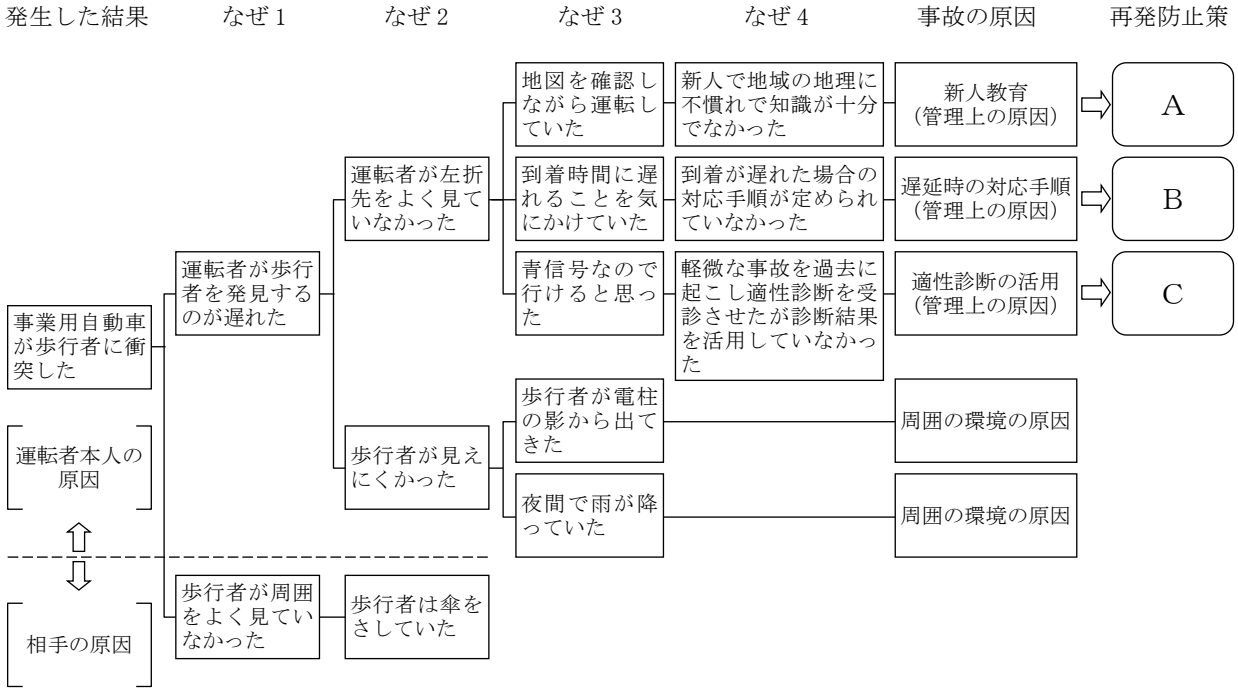

【考えられる再発防止策】

A　1．事業用自動車の運転者は、多様な地理的・気象的状況下での運転を余儀なくされることから、運行経路、交通状況等を事前に把握させるとともに、それらの状況下における運転方法について、新人教育を含め適切に指導する。

2．事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等は車両ごとに異なることから、これらを十分に把握せずに運転したことに起因する交通事故やヒヤリ・ハットの事例を用いて、新人の運転者に対し、自動車の構造上の特性を把握することを含め安全運転について適切に指導する。

B　1．運行中の遅延、トラブル等の発生を考慮した対応マニュアルを作成し、これを確実に実施できる体制を整備するとともに、運転者等に周知・徹底する。

2．常に「安全運転」が最優先であることをあらためて運転者に徹底する。

C　1．事故惹起運転者に対し、適性診断結果を活用して、本人の運転上の弱点について助言・指導を徹底することにより、安全運転のための基本動作を励行させる。

2．適性診断結果の評価の低い事故惹起運転者については、特別な指導行うことなく、当分の間運転業務から外して、他の業務を行わせる。

©運行管理者試験対策.net

平成 29 年度第 2 回試験（平成 30 年 3 月実施）解答・解説

問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6
1,3	3	2,3	A5　B1　C6	2,3	2

問 7	問 8	問 9	問 10	問 11	問 12
3	1,3	3	2,3	A1　B2　C1	3

問 13	問 14	問 15	問 16	問 17	問 18
1	2,3	A2　B1　C1　D2	2,4	3	1

問 19	問 20	問 21	問 22	問 23
3	A1　B8　C5　D3	1,3	1,3	3

問 24	問 25	問 26
適 4　不適 1,2,3	適 3,4　不適 1,2	適 1,2,4　不適 3

問 27	問 28	問 29	問 30
A4　B1　C6　D2	適 2,3　不適 1,4	2	A1　B1　C1

【運行管理者試験合格必勝セットのご案内】

専用 Web サイトでは、オリジナルテキスト・過去問題集・模擬試験がセットになった**運行管理者試験合格必勝セット**を販売しております！

運行管理者試験対策.net　https://www.unkan-net.com/

●凡例

1. 貨物自動車運送事業法

事業法……貨物自動車運送事業法
事業法施行規則……貨物自動車運送事業法施行規則
安全規則……貨物自動車運送事業輸送安全規則
事故報告規則……自動車事故報告規則
指導監督の指針……貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

2. 道路運送車両法

車両法……道路運送車両法
車両法施行規則……道路運送車両法施行規則
保安基準……道路運送車両の保安基準
細目告示……道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
点検基準……自動車点検基準

3. 道路交通法

道交法……道路交通法
道交法施行令……道路交通法施行令
道交法施行規則……道路交通法施行規則

4. 労働基準法

労基法……労働基準法
安衛法……労働安全衛生法
衛生規則……労働安全衛生規則
改善基準……自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
特例通達……一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について

5. 実務上の知識及び能力

安全規則解釈運用……貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

©運行管理者試験対策.net

問1　正解 1,3

1. **正しい。**（事業法 3 条）
2. **誤り。**国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から **5 年**（※令和元年 11 月の法改正により 2 年から 5 年に延長された）を経過しない者であるときは、その許可をしてはならない（事業法 5 条 2 号）。
3. **正しい。**（事業法 6 条）
4. **誤り。**運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、**国土交通大臣の認可を受けなければならない**（事業法 10 条 1 項）。「届け出る」ではない。

問2　正解 3

1. **正しい。**（事業法 15 条 1 項）
2. **正しい。**平成 29 年 1 月の法改正により新設された規定である（事業法 15 条 2 項）。
3. **誤り。**前半は正しいが（事業法 20 条 2 項）、後半の記述が誤り。**事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない**（同条 3 項）。
4. **正しい。**（事業法 15 条 5 項）

問3　正解 2,3

1. **誤り。**運行管理者の業務は、「点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を**常時有効に保持する**こと」である（安全規則 20 条 1 項 8 号）。「備え置くこと」ではない。
2. **正しい。**（安全規則 20 条 1 項 10 号）
3. **正しい。**（安全規則 20 条 1 項 12 号）
4. **誤り。「運行管理規程を定めること」は事業者の義務**であり（安全規則 21 条 1 項）、運行管理者の業務ではない。また、**事業者は、運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない**とされている（同 22 条）。

©運行管理者試験対策.net

問4　正解　A5　B1　C6

運転者に対する業務前の点呼では、①酒気帯びの有無、②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、③**（A＝道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認）**について報告を求め、及び確認を行わなければならない（安全規則 7 条 1 項）。

運転者に対する業務後の点呼では、①業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況、②他の運転者と交替した場合にあっては法令の規定による通告について報告を求め、③**（B＝酒気帯びの有無）**について確認を行わなければならない（同条 2 項）。

運転者に対する中間点呼では、①酒気帯びの有無、②**（C＝疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無）**について報告を求め、及び確認を行わなければならない（同条 3 項）。

問5　正解 2,3

1. **速報を要しない。速報を要する事故には該当しない**。なお、法令に定める鉄道施設を損傷し、「3 時間」以上本線において鉄道車両の運転を休止させた場合は、事故の「報告」を要するが（事故報告規則 2 条 13 号）、どちらにしても速報までは要しない。
2. **速報を要する。**本事故は「自動車の転覆により、積載された危険物の一部が漏えいしたもの」に該当するので事故の速報を要する（事故報告規則 4 条 1 項 4 号）。
3. **速報を要する。**本事故は「5 人以上の重傷者を生じたもの」に該当するので事故の速報を要する（事故報告規則 4 条 1 項 2 号ロ）。

4. **速報を要しない。**5 人以上の重傷者を生じた事故や 10 人以上の負傷者を生じた事故があった場合には事故の速報を要するが(事故報告規則 4 条 1 項 2 号ロ､3 号)、本肢の場合、**重傷者は 4 名であり、負傷者の合計は 9 名（重傷 4 名＋軽傷 5 名）なので、速報が必要な事故には該当しない**。なお、人数にかかわらず、重傷者が生じた事故には該当するので、事故の「報告」は必要である（同規則 2 条 3 号)。

問 6　正解 2

1. **正しい。**(安全規則 3 条 3 項)
2. **誤り。**事業者が選任する運転者は、日々雇い入れられる者、**2 ヵ月以内**の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない（安全規則 3 条 2 項)。
3. **正しい。**(安全規則 3 条 7 項)
4. **正しい。**(安全規則 3 条 8 項)

問 7　正解 3

1. **正しい。**(安全規則 10 条 1 項)
2. **正しい。**(指導監督の指針第 2 章 2、3)
3. **誤り。**初任運転者を対象とする特別な指導は、当該事業者において「初めて事業用自動車に乗務する前」に行うのが原則だが、やむを得ない事情がある場合は、事業用自動車に乗務を開始した後**1 ヵ月以内**に実施する（指導監督の指針第 2 章 3)。
4. **正しい。**(指導監督の指針第 2 章 5)

問 8　正解 1, 3

1. **正しい。**(安全規則 9 条の 3 第 1 項)
2. **誤り。**事業者は、運行指示書の作成を要する運行の途中において、「運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時」に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、これにより運転者等に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び**当該運転者等が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない**（安全規則 9 条の 3 第 2 項)。
3. **正しい。**(安全規則 9 条の 3 第 3 項)
4. **誤り。**運行指示書は、**運行の終了の日**から 1 年間保存しなければならない（安全規則 9 条の 3 第 4 項)。

©運行管理者試験対策.net

問 9　正解 3

1. **正しい。**(車両法 35 条 6 項)
2. **正しい。**(車両法 69 条 1 項 1 号)
3. **誤り。**登録自動車の所有者は、当該自動車の使用者が道路運送車両法の規定により自動車の使用の停止を命じられ、自動車検査証を返納したときは、**遅滞なく**、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について国土交通大臣の**領置（＝管理下に置かれること）を受けなければならない**（車両法 20 条 2 項)。
4. **正しい。**(車両法 12 条 1 項)

問 10　正解 2, 3

1. **誤り。**指定自動車整備事業者が交付した有効な保安基準適合標章を自動車に表示している場合には、**自動車検査証を備え付けなくても、当該自動車を運行の用に供することができる**（車両法 94 条の 5 第 11 項)。
2. **正しい。**(車両法 62 条 5 項)
3. **正しい。**(車両法 61 条の 2 第 1 項)
4. **誤り。**自動車に表示されている検査標章には、当該自動車の自動車検査証の有効期間の**満了する時期**が記載されている（車両法 66 条 3 項)。

問 11　正解　A1　B2　C1（車両法 46 条）

自動車の構造及び自動車の装置等に関する保安上又は（Ａ＝公害防止）その他の環境保全上の技術基準（「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び装置が（Ｂ＝運行）に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に（Ｃ＝危害）を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。

問 12　正解 3

1. **正しい。**（保安基準 1 条 1 項 13 号）
2. **正しい。**（保安基準 4 条の 2 第 1 項）
3. **誤り。**自動車の空気入ゴムタイヤの滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部（所定の部分を除く。）のいずれの部分においても1.6mm以上の深さを有すること（細目告示 167 条 4 項 2 号）。
4. **正しい。**（保安基準 38 条の 2 第 1 項）

問 13　正解 1

1. **誤り。**車両は、道路外の施設又は場所に出入りするためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は法令の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない（道交法 17 条 1 項、2 項）。
2. **正しい。**（道交法 53 条 1 項）
3. **正しい。**（道交法 30 条 3 号）
4. **正しい。**（道交法 29 条）

©運行管理者試験対策.net

問 14　正解 2, 3

1. **誤り。**左折又は右折しようとする車両が、法令の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合には、その後方にある車両は、**その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き**、合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない（道交法 34 条 6 項）。
2. **正しい。**（道交法 36 条 4 項）
3. **正しい。**（道交法 38 条 1 項）
4. **誤り。**車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、**徐行しなければならない**（道交法 36 条 3 項）。

問 15　正解　A2　B1　C1　D2（道交法 66 条の 2 第 1 項）

車両の運転者が道路交通法第 66 条（過労運転等の禁止）の規定に違反して過労により（Ａ＝正常な運転）ができないおそれがある状態で車両を運転する行為（以下「過労運転」という。）を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。）の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る（Ｂ＝車両の使用者）が当該車両につき過労運転を防止するため必要な（Ｃ＝運行の管理）を行っていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため（Ｄ＝必要な措置をとる）ことを指示することができる。

問 16　正解 2, 4

1. **誤り。**身体障害者用の車（車椅子や電動車椅子など）が通行しているときは、**一時停止し、又は徐行して**、その通行を妨げないようにしなければならない（道交法 71 条 2 号）。

2. **正しい。**(道交法 71 条 2 号の 2)
3. **誤り。**停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、**その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き**、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない(道交法 31 条の 2)。
4. **正しい。**(道交法 71 条 2 号の 3)

問 17　正解 3

1. **正しい。**(道交法施行令 22 条 3 号ハ)
2. **正しい。**(道交法 57 条 1 項)
3. **誤り。**荷主が本肢のような「過積載運転の要求」という違反行為を行った場合、警察署長は、**違反行為を行った荷主に対し、当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる**（道交法 58 条の 5 第 2 項)。**「自動車の運転者に対し、当該過積載による運転をしてはならない旨を命ずることができる」わけではない**。
4. **正しい。**(道交法 75 条 1 項 6 号)

問 18　正解 1

1. **誤り。**使用者は、雇入れの日から 6 ヵ月間継続勤務し全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、**10 労働日**の有給休暇を与えなければならない(労基法 39 条 1 項)。
2. **正しい。**(労基法 34 条 1 項)
3. **正しい。**(労基法 37 条 1 項)
4. **正しい。**(労基法 38 条 1 項)

問 19　正解 3

©運行管理者試験対策.net

1. **正しい。**(衛生規則 44 条 1 項、51 条)
2. **正しい。**(安衛法 66 条の 4)
3. **誤り。**事業者は、事業者が行う健康診断を受けた労働者に対し、**遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない**（衛生規則 51 条の 4)。この通知は、**労働者からの請求の有無などにかかわらず、必ず行う**。
4. **正しい。**(安衛法 66 条の 8 第 1 項、衛生規則 52 条の 3 第 3 項)

問 20　正解　A1　B8　C5　D3（改善基準 4 条 1 項 1 号）

拘束時間は、1 ヵ月について**（A＝293 時間）**を超えないものとすること。ただし、労使協定があるときは、1 年のうち**（B＝6 ヵ月）**までは、1 年間についての拘束時間が**（C＝3,516 時間）**を超えない範囲内において、**（D＝320 時間）**まで延長することができる。

問 21　正解 1,3

1. **正しい。**(改善基準 2 条 1 項)
2. **誤り。**連続運転時間とは、「1 回が連続 **10 分以上**で、かつ、合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間」をいう。連続運転時間は、4 時間を超えてはならない（改善基準 4 条 1 項 5 号)。
3. **正しい。**(改善基準 4 条 2 項)
4. **誤り。**トラック運転者が同時に 1 台の自動車に 2 人以上乗務する場合には、1 日の最大拘束時間を **20 時間**まで延長することができる（特例通達 2)。

問 22　正解 1,3

トラック運転者の 1 日についての最大拘束時間は 16 時間を超えてはならず、1 日についての拘束時間が 15 時間を超える回数は 1 週間について 2 回以内としなければならない（改善基準 4 条 1 項 2 号)。また、勤務終了後、継続 8 時間以上の休息期間を与えなければならない（同項 3 号)。

なお、1 日の拘束時間は、「始業時刻から起算して 24 時間のなかで拘束されていた時間」をいう。

各日の拘束時間・休息期間は以下のようになる。

＜拘束時間＞

・月曜：始業 6 時～終業 17 時＝**11 時間**（※肢 4）

・火曜：始業 6 時～終業 21 時＋水曜の 5 時～6 時＝**16 時間**（※肢 2）

※火曜の拘束時間は「火曜の 6 時～水曜の 6 時の 24 時間の中で拘束されていた時間」なので、「水曜の 5 時～6 時」は、火曜の拘束時間にも含まれる。

・水曜：始業 5 時～終業 21 時＝**16 時間**（※肢 2）

・木曜：始業 7 時～終業 17 時＋金曜の 5 時～7 時＝12 時間

※木曜の拘束時間は「木曜の 7 時～金曜の 7 時の 24 時間の中で拘束されていた時間」なので、「金曜の 5 時～7 時」は、木曜の拘束時間にも含まれる。

・金曜：始業 5 時～終業 20 時＋土曜の 4 時～5 時＝**16 時間**（※肢 2）

※金曜の拘束時間は「金曜の 5 時～土曜の 5 時の 24 時間の中で拘束されていた時間」なので、「土曜の 4 時～5 時」は、金曜の拘束時間にも含まれる。

・土曜：始業 4 時～終業 17 時＝13 時間

＜休息期間＞

・月曜：終業 17 時～火曜の始業 6 時＝13 時間
・火曜：終業 21 時～水曜の始業 5 時＝8 時間
・水曜：終業 21 時～木曜の始業 7 時＝10 時間
・木曜：終業 17 時～金曜の始業 5 時＝12 時間
・金曜：終業 20 時＋土曜の始業 4 時＝8 時間

©運行管理者試験対策.net

以上を踏まえ、以下のように正誤判断する。

1. **正しい。**拘束時間が 16 時間を超えている日はないので、1 日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反している勤務はない。
2. **誤り。**拘束時間が **15 時間を超える回数が 2 回を超えている（＝火曜、水曜、金曜の 3 回ある）**ので、**1 日についての拘束時間が 15 時間を超えることができる 1 週間についての回数は、改善基準に違反している。**
3. **正しい。**すべての日において、8 時間以上の休息期間を与えているので、勤務終了後の休息期間は、改善基準に違反しているものはない。
4. **誤り。**この 1 週間の勤務の中で拘束時間が最も短いのは**月曜**である。

問 23　正解 3

運転時間は、2 日を平均し 1 日当たり 9 時間、2 週間を平均し 1 週間当たり 44 時間を超えてはならない（改善基準 4 条 1 項 4 号）。

1 日の運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として前後 2 日ごとに区切り、その 2 日間の平均を算出し、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」が、ともに 9 時間を超えている場合は改善基準に違反していることになる。（※「どちらも 9 時間を超えていない場合」や「どちらか一方だけが 9 時間を超えている場合」は違反にはならない）

また、1 週間の運転時間については、特定の日を起算日として 2 週間ごとに区切り、その 2 週間ごとに平均を計算し、「2 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間が 44 時間を超えている場合」は改善基準に違反していることになる。

以上を踏まえ、以下のように正誤判断する。

空欄Ａ～Ｄに各選択肢の運転時間を当てはめていくが、肢 4 を当てはめると、3 日～5 日までの運転時間が、［3 日:9 時間］［4 日:10 時間(空欄Ａ)］［5 日:9 時間］となり、4 日を特定日とした場合、「特定日の前日(3 日)と特定日(4 日)の運転時間の平均」が(9 時間＋10 時間)÷2＝**9.5 時間**、「特定日(4 日)と特定日の翌日(5 日)の運転時間の平均」が(10 時間＋9 時間)÷2＝**9.5 時間**であり、**どちらも 9 時間を超えてしまうので改善基準に違反する**。したがって、肢 4 は適切ではない。

また、肢 1 の第 1 週～第 2 週の運転時間を見ると、**2 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間が 44 時間を超えている（44.5 時間）ので改善基準に違反する**。したがって、肢 1 も適切ではない。

残った肢 2 と肢 3 の運転状況はどちらも改善基準に違反しないが、本問は**「運転時間の合計が最少となるもの」**を選ぶので、運転時間の合計が短い肢 3 が正解となる。

問 24　正解 適 4 不適 1,2,3

1. **適切でない。酒気帯びの有無の判定は、道路交通法施行令で定める呼気中のアルコール濃度 1 リットル当たり 0.15 ミリグラム以上であるか否かを問わない**とされている（安全規則解釈運用 7 条 1.(9)）。つまり、アルコール検知器による酒気帯びの有無の判定は、**「アルコールが検知されるか否か」**によって行うということである。
2. **適切でない。**運行管理者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足等により安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない(安全規則 20 条 1 項 4 号の 2)。

   したがって、**寝不足気味の運転者を乗務させることは適切ではない（※乗務させる場合でも、運転者の声、動作、顔色等をさらに注意深く観察するなどして確認する必要があるといえる)**。また、眠気等により運転を中断する際の判断についても、**運転者の体調を考慮した上で運行管理者が判断すべきであり、運転者自らが判断するよう指示することは適切ではない**。
3. **適切でない。**業務前点呼及び業務後点呼は、原則、対面等で行わなければならないが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法により行うことができる。

   ただし、電話その他の方法で点呼を行うことができる「運行上やむを得ない場合」とは、「遠隔地で業務を開始又は終了するため、運転者の所属営業所で対面点呼が実施できない場合」等をいう。

   「車庫と営業所が離れている場合」や「早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合」は「運行上やむを得ない場合」には該当しないので、電話その他の方法よる点呼を行うことはできない(安全規則解釈運用 7 条 1.(1))。
4. **適切。**点呼の実施方法として適切である。

問 25　正解 適 3,4 不適 1,2

1. **適切でない。**他の自動車に追従して走行するときは、自車の速度と**停止距離**に留意し、前車との追突等の危険が発生した場合でも**安全に停止できるような車間距離**を保って運転するよう指導する必要がある。

   「停止距離」とは「危険を認知してから停止するまでに走った距離」のことであり、空走距離（＝危険を認知しブレーキ操作を行い、ブレーキが効きはじめるまでに走った距離）と制動距離（＝ブレーキが効きはじめてから止まるまでに走った距離）とを合わせた距離をいう。

   安全な車間距離の目安は、一般的に「停止距離以上の距離」とされており、**「制動距離と同程度の車間距離」では、急ブレーキの際に前車に追突する危険がある**。
2. **適切でない。**後半の記述が不適切。事業者は、体質的にお酒に弱い運転者のみならず、**すべての運転者**を対象として、酒類の飲み方等について指導する必要がある。
3. **適切。**高齢者の交通事故死者数について適切な記述である。平成 27 年中の交通事故死者数のうち、65 歳以上の高齢者の占める割合は、全体の 54.6%であった。
4. **適切。**事故を起こした運転者に対する指導について適切な記述である。

©運行管理者試験対策.net

問 26　正解 適 1,2,4 不適 3

1. **適切。**運転者の健康管理に関する指導について適切な記述である。
2. **適切。**健康診断の受診について適切な記述である。労働者は、原則として、事業者の指定した医師が行なう定期健康診断を受けなければならないが、運転者が自ら受けた健康診断であっても、法令で必要な健康診断の項目を充足している場合は、定期健康診断として代用することができる（安衛法 66 条 5 項）。
3. **適切でない。**運行管理者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病等により安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない（安全規則 20 条 1 項 4 号の 2）。本肢の場合、**医師から「より軽度な勤務において経過観察することが必要」との所見が出されているにもかかわらず、従来と同様の乗務を続けさせており、適切ではない。**
4. **適切。**睡眠時無呼吸症候群について適切な記述である。なお、この病気は、狭心症や心筋梗塞などの合併症を引き起こすおそれがあるので注意が必要である。

問 27　正解 A4 B1 C6 D2

走行車線を認識し、車線から逸脱あるいは逸脱しそうになった場合には、車線中央に戻す操作をするよう警報が作動する装置を**【A＝車線逸脱警報装置】**という。

レーダー等により先行車との距離を常に検出し、追突の危険性が高まったら、まずは警報し、ブレーキ操作を促し、それでもブレーキ操作をせず、追突、若しくは追突の可能性が高いと判断した場合には、自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を低く抑える装置を**【B＝衝突被害軽減ブレーキ】**という。

急ハンドルや積雪などによる横転の危険を警告するとともに、エンジン出力やブレーキ力を制御し、横転の危険を軽減させる装置を**【C＝車両安定性制御装置】**という。

交通事故などにより一定の衝撃を受けると、その前後の映像とともに、加速度等の走行データを記録する装置を**【D＝映像記録型ドライブレコーダー】**という。

©運行管理者試験対策.net

問 28　正解 適 2,3 不適 1,4

1. **適切でない。**運行管理者は、異常気象などにより輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、**乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない**（安全規則 20 条 1 項 15 号）。本肢のように、**運行経路や運送の中断等について、運転者の判断に任せてしまうことは適切ではない。**
2. **適切。**交通事故の場合の措置として適切である。交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じるとともに、事故の概要を警察官に報告しなければならない（道交法 72 条 1 項）。
3. **適切。**踏切内で運行不能となった場合の措置として適切な記述である。脱輪等により踏切内で立ち往生してしまった場合は、速やかに列車に対し適切な防護措置をとらなければならない（安全規則 16 条 4 号、道交法 33 条 3 項）。
4. **適切ではない。**肢 2 の解説にもあるように、**交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者等は、事故の概要を警察官に報告しなければならない**（道交法 72 条 1 項）。負傷者がなく、自動車の損傷が軽微な場合でも同様である。

問 29　正解 2

1. **誤り。（1 日についての最大拘束時間及び休息期間は改善基準に違反していない）**

1 日の最大拘束時間は、16 時間を超えてはならず（改善基準 4 条 1 項 2 号）、また、勤務終了後、継続 8 時間以上の休息期間を与えなければならない（同項 3 号）。

なお、問 22 の解説にもあるように、1 日の拘束時間は「始業時刻から起算して 24 時間のなかで拘束されていた時間」をいう。

＜拘束時間＞

・1 日目：6 時～20 時 45 分＋2 日目の 5 時～6 時＝15 時間 45 分
※1 日目の拘束時間は、「1 日目の 6 時～2 日目の 6 時の 24 時間の中で拘束されていた時間」なので、「2 日目の 5 時～6 時」は 1 日目の拘束時間にも含まれる。
・2 日目：5 時～18 時 30 分＝13 時間 30 分
・3 日目：6 時～19 時 45 分＋4 日目の 4 時～6 時＝15 時間 45 分
※3 日目の拘束時間は、「3 日目の 6 時～4 日目の 6 時の 24 時間の中で拘束されていた時間」なので、「4 日目の 4 時～6 時」は 3 日目の拘束時間にも含まれる。
・4 日目：4 時～16 時 5 分＝12 時間 5 分

＜休息期間＞

・1 日目：終業 20 時 45 分～2 日目の始業 5 時＝8 時間 15 分
・2 日目：終業 18 時 30 分～3 日目の始業 6 時＝11 時間 30 分
・3 日目：終業 19 時 45 分～4 日目の始業 4 時＝8 時間 15 分

以上により、いずれの日についても、1 日についての最大拘束時間及び休息期間は改善基準に違反していない。

2. 正しい。(2 日目を特定の日とした場合の 2 日を平均して 1 日当たりの運転時間が改善基準に違反している)

問 23 の解説にもあるように、1 日の運転時間は、2 日を平均し 1 日当たり 9 時間を超えてはならない。

各日の運転時間の合計はそれぞれ、1 日目が 10 時間、2 日目が 9 時間、3 日目が 9 時間 15 分、4 日目が 7 時間 30 分である。

1 日目を特定日とした場合、特定日の前日が休日のため、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」は 9 時間を超えないので、改善基準に違反していない。

2 日目を特定日とした場合、「特定日の前日(1 日目)と特定日(2 日目)の運転時間の平均」が(10 時間＋9 時間)÷2＝**9.5 時間**、「特定日(2 日目)と特定日の翌日(3 日目)の運転時間の平均」が(9 時間＋9 時間 15 分)÷2＝**9 時間 7 分 30 秒**であり、**「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」のどちらも 9 時間を超えているので、改善基準に違反している**。

3 日目を特定日とした場合、「特定日の前日(2 日目)と特定日(3 日目)の運転時間の平均」が(9 時間＋9 時間 15 分)÷2＝9 時間 7 分 30 秒、「特定日(3 日目)と特定日の翌日(4 日目)の運転時間の平均」が(9 時間 15 分＋7 時間 30 分)÷2＝8 時間 22 分 30 秒であり、「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」については 9 時間を超えていないので、改善基準に違反していない。

4 日目を特定日とした場合、特定日の翌日が休日のため、「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」は 9 時間を超えないので、改善基準に違反していない。

3. 誤り。(いずれの日も連続運転時間は改善基準に違反していない)

連続運転時間は、4 時間を超えてはならない（改善基準 4 条 1 項 5 号)。

連続運転時間が改善基準に違反しているかどうかは、運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に、30 分以上の運転の中断をしているかどうかで判断する。

なお、この「30 分以上の運転中断」については、少なくとも 1 回につき 10 分以上 (※10 分未満の場合、運転中断の時間として扱われない）とした上で分割することもできる。

また、「運転の中断」とは、「運転を行っていない時間」のことなので、休憩だけでなく荷積みや荷下ろしの時間も含まれる。

つまり、“運転時間の合計が 4 時間を超える前に「合計 30 分以上の運転中断」をしなければならない（＝※「合計 30 分以上の運転中断」をした時点で連続運転がリセットされる)”ということであり、「合計 30 分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が 4 時間を超えてしまった場合、改善基準に違反することになる。

©運行管理者試験対策.net

以上を踏まえ、1 日目～4 日目の運転状況を見ると、いずれの日についても連続運転時間は 4 時間を超えておらず、改善基準に違反していない。

問 30　正解　A1　B1　C1

【事故の原因分析】を読み取ると、以下のように判断することができる。

事故防止策Ａについては、事故を起こした運転者は、「新人で地域の地理に不慣れであり」（なぜ 4）、「地図を確認しながら運転していた」（なぜ 3）ことがわかるので、肢 1 のような指導を行うことがより直接的に有効な再発防止策であるといえる。
（※「本事故は、事業用自動車の構造上の特性などが直接的な原因で起きた事故ではないので肢 2 は適切ではない」と判断することもできる）

事故防止策Ｂについては、「到着が遅れた場合の対応手順が定められておらず」（なぜ 4）、「到着時間に遅れることを気にかけていた」（なぜ 3）ことがわかるので、今後、同様のケースが生じた場合でも、運転者が落ち着いて対処できるよう、肢 1 のような対策を実施することがより直接的に有効な再発防止策であるといえる。
（※「安全運転が最優先であることを徹底したとしても、今後、同様のケースが生じた場合に対処できるとはいいがたいので肢 2 は適切ではない」と判断することもできる）

事故防止策Ｃについては、「軽微な事故を起こした際に受診させた適性診断の結果を活用できておらず」（なぜ 4）、「青信号なので行けるだろう」（なぜ 3）という運転者の楽観的な予測に基づいた運転（いわゆる「だろう運転」）があったことがわかるので、肢 1 のような助言・指導を行うことがより直接的に有効な再発防止策であるといえる。
（※「運転者を当分の間運転業務から外したとしても、特別な指導を行わなければ根本的な再発防止策にはなりえないので肢 2 は適切ではない」と判断することもできる）

©運行管理者試験対策.net